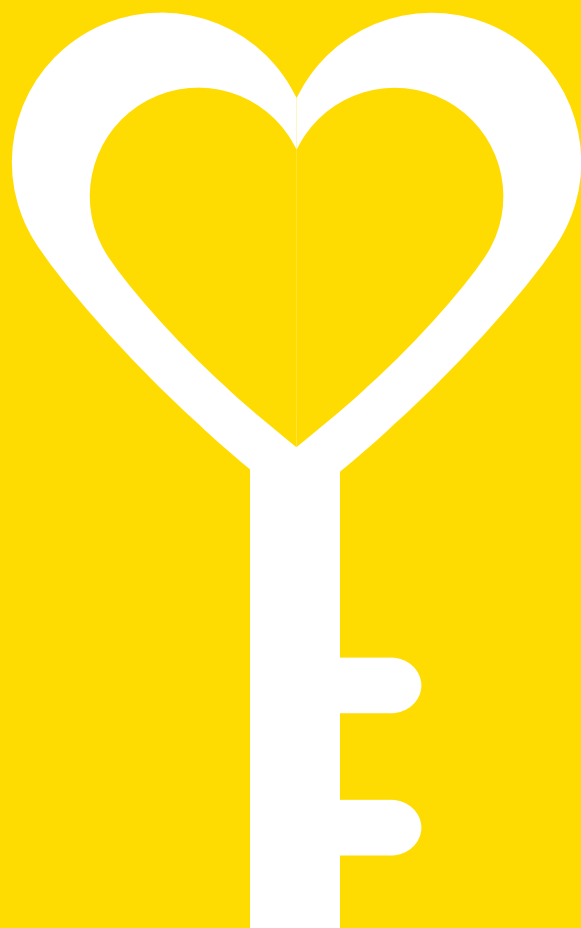


難民支援協会
2009年度 年次報告書
2009.7～2010.6



Japan Association for Refugees

ごあいさつ Foreword

2009年度は、引き続き難民申請者への最低限の生活保障を確保するための取り組みが最も大きな出来事となりました。2009年4月より始めた緊急キャンペーンは、民間から寄付を集め難民のセーフティネットを確保することと、十分な予算措置のみならず制度改善をも視野に入れた政府への申し入れ及び政策提言の2本の柱から成っています。前者については、キャンペーンの全期間を通して4,000万円という今までにない規模の寄付を民間からいただき、何とか難民申請者の最低限の生活を維持することができました。後者については、外務省との定期協議に参加しつつ、アドボカシー等の成果もあげることができました。

しかし、緊急キャンペーン終了以降は、以前よりも保護費の申請から支給開始までの期間が長引く結果となってしまう、政府の役割を民間で肩代わりしたことに伴う新たな課題としても受け止めています。

2009年度は難民支援協会が新たな二つの組織設立に大きく関わったことも特筆すべき出来事でした。難民へのマイクロファイナンスを実施する団体と、難民問題の研究を専門的に行なう研究機関「難民研究フォーラム」です。2009年度は両団体とも創立に向けた助走期間でしたが、今後は難民の自立に向けた事業の多様化と、難民支援を民間で支えていくための専門性の確保に、鋭意取り組んでいきたいと考えています。

さて、2010年9月末には第三国定住が開始されたことを受け、日本国内の難民受け入れは新たなステージを迎えています。難民支援協会はこれを機に、より一層、国内の難民政策改善へ向けて取り組んで参りたいと決意を新たにしているところです。今後とも、ぜひ皆さまからのご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 中村義幸

目次 Contents

ごあいさつ／メッセージ	1
ミッション／2009年度支援実績概要	2
2009年度活動報告	
法的支援／生活支援／コミュニティ支援	3
コラム「第三国定住における課題と意義」	6
政策提言／ネットワーク／調査研究	7
広報活動	9
支援者からのメッセージ	11
企業・団体からの主なご協力	12

組織概要	
組織概要・役員一覧	13
会計報告	14

*「難民」とは、難民条約により定められており、宗教、国籍、人種、政治的意見、または特定の社会的集団の構成員(たとえば兵役拒否者など)であることを理由に、迫害を受けるおそれを有し、母国へ帰国できない人た

メッセージ

ここ数年、いわゆる世界の「フラット化」というものを非常に強く実感しています。社会起業分野だけでも、米国のみならず、アジア、欧州、アフリカなどでその動きは早く、政治や経済、社会の状況とリンクしながら進化しています。

そこで共通のテーマとなるのは、私たちは国の経済・社会状況に関わらず、尊厳をもった個人としてより対等に、つながり、そして生きようとしている、ということです。

この大きなうねりの中、今年からSVP東京が、難民支援協会のマイクロファイナンス事業を通じて協働できるのは大きな喜びであり、私たちも大きな期待と責任を感じています。難民の方の可能性が花開く機会を仕組みとして作ることができたなら、こんな

に素晴らしいことはありません。この新たな展開に、多くの方々のお力添えが頂ければ幸いです！

ソーシャルベンチャー・パートナーズ(SVP)東京
代表 井上英之



以前より、国際人権や難民問題に関心を寄せていたところ、アムネスティ・インターナショナル議員連盟の事務局長として諸問題に取り組むご縁で、難民支援協会設立のご案内をいただき会員となりました。以来10年、議員として、法務大臣として、皆さまとともに難民等の保護に関する法案の提出等など、難民の総合的な保護政策の確立に取り組んでまいりましたが、いまだ道半ばです。これまでに十分な成果を出すことはできませんでしたが、いくつかの種は芽を出させることができたことと思います。

これで終わりということがない活動だと考えておりますし、これからも「志」は変わるものではありません。今後とも私なりにできる形でお手伝いや活動ができればと考えております。

千葉景子
弁護士／前法務大臣



JARのミッション

難民が、日本で、自立した生活を安心して送れるよう支援します。

難民支援協会（JAR）はこれを実現するため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との事業実施契約パートナーとして、法律・生活の両面から、難民への支援を行なっています。

2009年度JARの支援活動（'09年7月～'10年6月）

JARの支援活動～For Refugees

母国での迫害のおそれから、生命の危険を感じ逃れてきた難民。日本に来て、異なる生活習慣や文化の中で、精神的なストレスを抱えている人が多くいます。また、難民申請の結果が出るまで、平均2年間、長い場合は、10年近い間、公的支援がほとんどない状態で、行き先の見えない不安な暮らしを余儀なくされています。

難民支援協会（JAR）は、こうした難民に寄り添い、これまで2,600名に対し、法的支援、生活支援を行なっています。

2009年度の特徴

2009年度は、公的支援（保護費）の逼迫により、JARへの生活支援の相談件数が大きく増加しました。また、難民申請者の収容の長期化を受け、収容施設への相談訪問も優先的に実施しました。

在住が長引く難民が多い中、不安定な生活が続く一方で、難民のコミュニティ内でのネットワークが多く難民の支えとなってきました。

支援のニーズは、その対象がコミュニティ、単身女性、家族などますます多様化し、支援スタッフの専門性の向上がさらに求められました。また、寄付や物資の支援などを通じて、これまでにないほど多くの皆さまが活動に関わってくださいました。

2009年度支援実績 (単位：件,%)

個別相談	法的支援	前比	生活支援	前比	合計	前比
事務所	829	81	1,230	143	2,059	110
外部同行	116	89	329	147	445	125
電話	5,410	95	3,136	154	8,546	110
うち被収容者	1,393	96	48	137	1,441	97
計	6,355	93	4,695	150	11,050	111

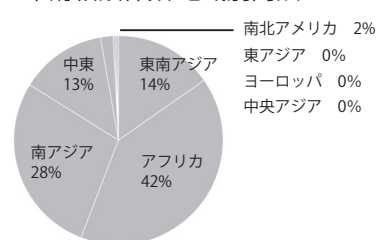
グループ・コミュニティ支援	前比
件数	14 / 350
人数	520 / 433

2009年度支援件数 総計	前比
11,064	109

来訪相談者数

687名
[男性] 557名
[女性] 130名

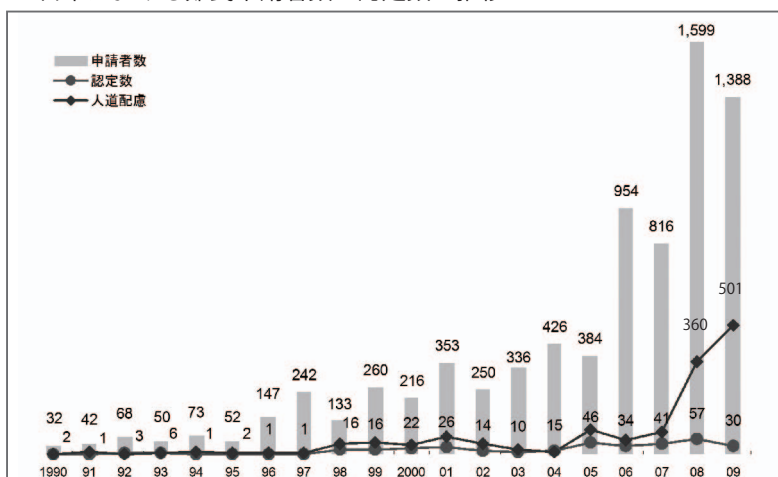
来訪相談件数 地域別内訳



来訪相談者 国籍数

[国籍数] 49ヶ国

日本における難民申請者数・認定数の推移



法的 支援

弁護士との連携を強化し、難民認定手続きや訴訟の諸手続きがスムーズになされるよう努めています

相談者の傾向

事務所での相談に加え、2009年後半以降、難民申請者の收容が増えたことを受け、入管收容施設への訪問相談を強化しました。同時に、難民申請者の收容に関する政府への申し入れにも力を入れました。

收容代替措置導入に向けた取り組み

2009年末時点で收容中の難民申請者数は332名と、前年末から100名以上増加しました。申請中の不安定な状況により、多くのストレスを抱える難民申請者にとって、收容はさらなる精神的ダメージです。收容施設では、申請者による自傷事件やハンガーストライキが発生しました。JARは、收容施設などへの訪問を計43回行ない、132名に対して支援しました。

2010年4月、韓国で開催された收容代替措置に関する国際会議では、日本政府とも意見交換を行なうことができました(* p.8参照)。その後、7月には法務省により入国者收容所等視察委員会が設置され、入管收容施設運営の改善を図る動きがありました。

プロボノ事業の強化 ～弁護士との連携

複雑な難民申請手続きを行なうには代理人の協力が不可欠です。JARでは弁護士に依頼していますが、代理人業務に時間と労力がかかり、専門性も問われるため、そ

の確保が引き続き課題となっています。今年度は、プロボノ事業(無償でのサービス提供)を行なう6つの外資系法律事務所と連携し、難民申請者に対する法的支援の強化に努めました。

2009年12月には、ACCJ(在日米国商工会議所)法律サービス委員会、海外女性弁護士会、ジャパン・インハウス・カウンセラー・ネットワークの呼びかけで開催されたプロボノに関するワークショップに参加し、今後のさらなる連携に向けてネットワークを広げました。

出張相談事業の実施

東京都以外に居住する難民申請者にも支援がより届くよう、以下の地域で出張相談を実施しました。

個別相談：神奈川県、埼玉県

集団相談：群馬県(ミャンマー[ビルマ]出身ロヒンギャ民族)、埼玉県(トルコ出身クルド民族)、千葉県(シェルター居住中の難民申請者)



群馬県館林在住のロヒンギャ民族への出張相談
(上)米、卵、野菜などを支給
(右)スタッフとの相談の様子

法的支援の 具体例

- 難民申請者からの迫害状況に関する聞き取りとカウンセリング
- 難民申請者への難民条約や難民申請手続きの説明
- 申請書類の作成のアドバイス、国別人権状況のリサーチ
- UNHCR、日本弁護士連合会、弁護士、関連団体との協議と連携
- 国際空港を含む入国管理局の收容施設における被收容者との面会や資料の提供

生活支援

難民申請者の「医・職・住」と教育を中心に生活面でのあらゆる相談と支援を行なっています

医療従事者とのネットワーク

ほとんどが国民健康保険に加入できない難民申請者にとって、適切な医療を受けることは難しく、JARにも多くの医療相談が寄せられます。

JARは、医療機関との連携を強化するため、昨年に引き続き「在日難民と医療に関するワークショップ」を2回開催しました。計28名の医療従事者が参加し、その後、参加者による病院内での勉強会開催や、難民のための母子保健指導の実施など、現場での新たな活動を生み出すことができました。また、2010年7月から東京都社会福祉協議会と連携し、都内の病院が難民を無料で受け入れる仕組みを作りました。



ワークショップを受ける難民

したいという意欲を持った難民もいます。JARでは起業を志向する難民に対し融資および事業支援を行なう、マイクロファイナンス機関を設立しました。

◆緊急キャンペーン終了のご報告◆

公的支援（保護費）を失い高い困窮状態におかれていた難民申請者に対する「難民支援緊急キャンペーン」は、'09年9月末をもって終了いたしました。総額約4千万円のご寄付を集めることができました。ご寄付は、'10年10月までの1年半でのべ約1,500名の難民の最低限必要な生活費として活用いたしました。皆さまのご支援に感謝いたします。（*p.7参照）

就労支援の取り組み

2008年末からの世界同時不況の影響を受け、多くの難民申請者がいわゆる「派遣切り」に遭うなど、難民の就労を取り巻く状況は厳しさを増しています。在留・就労資格を持つ難民が、就労し自立した生活を安心して送れるよう「就労支援ワークショップ」を開催しました。計3回、各16名の難民が参加し、面接対策や履歴書作成方法などを学びました。参加した難民のうち、5名が就労先を見つけることができました。ワークショップの内容は「仕事さがしマニュアル」として配布用にとりまとめ、ホームページに掲載しています。ハローワークや面接への同行支援も引き続き行なっています。

一方で、自身の持っている経験や知識を生かして起業

書籍紹介

「外国人をめぐる生活と医療

—難民たちが地域で健康に暮らすために—

現代人文社

在日難民の医療に関する書籍を出版しました。日本の難民が置かれている現状を医療面から考えた貴重な一冊です。



生活支援の具体例

- | | |
|--------|--|
| ○ 金銭支援 | 緊急生活支援金の支給 |
| ○ 医療支援 | 医療機関への同行／診療の通訳／医療費の減額や分割払いの交渉／国民健康保険への加入支援 |
| ○ 住居支援 | シェルターや安価な宿泊施設の紹介・開拓／不動産屋への同行 |
| ○ 教育支援 | 義務教育課程の入学・通学支援／日本語学習支援 |

コミュニティ支援

難民同士の支え合いを目指し、
個々が自立できるよう支援しています

グループ内での相互支援 へ向けて

難民が日本で生活する上で、同胞のコミュニティが支えになることが多くあります。JAR では、コミュニティを単位にした取り組みを始めました。

ミャンマー出身の難民には、コミュニティリーダーを対象として、指導力育成トレーニングを実施しました。同じくミャンマーとクルド難民には、在留資格、医療・保健、社会福祉制度に関する情報提供を目的にワークショップを東京で3回、群馬で2回開催しました。多くの参加者が事業継続を望むなど、JAR と難民コミュニティとの信頼関係作りにも繋がっています。



ワークショップで
伝統的刺繍 oya を作る
クルド女性

じてクルドのことをもっと知ってほしい」と声をあげるなど、少しずつですが事業の成果が見えてきました。

女性グループへの自立支援

難民女性の自立および社会参加を目指して、伝統的技術を使ったアクセサリーなどの手工芸品製作を通じた自立支援事業を開始しました。2009年度は、ミャンマー出身のカチン民族およびトルコ出身のクルド民族の女性たちを対象とし、製作を通じてグループ内で支え合い、ともに成し遂げることを経験しました。

今まで社会と接点が少なかったクルド女性が「日本の人と話せるように、日本語を学びたい」「伝統技術を通

日本語教育の実施

在日ミャンマー難民グループ「在日ビルマ連邦少数民族民族協議会 (AUN)」との協働により、日本語教室を実施しました。2009年度には3ヶ月コースを2回開催し、のべ約90名が参加し、入門・初級クラスを修了しました。都内の日本語学校およびプロの日本語教師の協力もいただいています。継続を希望する参加者も多く、難民にとって日本語の習得は、引き続き大きな課題です。

難民からのメッセージ (イラン出身 / 男性)

知ることから始まる 難民のこと、もっと知ってほしい

申請から3年、2009年12月に難民認定を得ることができました。今は本当に幸せです。もともとム



スリムでしたが、フィリピン出身の妻の影響でキリスト教に改宗しました。残念ながらイラン

では、改宗は禁じられているため帰国できなくなり、難民申請をすることになりました。認定を得るのはとても大変だとたくさんの噂を聞いていたので、申請するには勇気が要りました。

申請準備のため、JARには10回以上足を運びました。辛抱強く書類作成をサポートしてくれたスタッフには本当に感謝しています。日本の人には、もっと難民のことを知ってほしいです。知ることから始まると思うから。

来日して20年。妻も息子も日本にいて、イランはもう「故郷」というには遠い存在。私にとっての「故郷」は、自分が居心地がいいと感じる場所。今は妻と息子と一緒にいるここが私の「故郷」です。

第三国定住における課題と意義 ～新たな難民受け入れの展開

2010年4月、アジアで初めての試みである第三国定住による難民受け入れが日本で始まりました。今回の受け入れはミャンマー出身の少数民族、カレン民族5家族27名。難民の受け入れ数が少なく、国際的に批判されてきた日本社会にとって新しい取り組みへ一歩を踏み出すことになりました。

第三国定住とは～新たな難民政策への一歩

第三国定住とは、すでに母国を逃れて難民となっているが、避難先の国では保護を受けられない人を他国（第三国）が受け入れる制度です。難民は、難民条約に加盟している第三国に移動することにより保護を受け、長期的に定住することが可能になります。

定住までのプロセス～地域市民の力が大切

第三国定住にて受け入れる難民は、まず、日本政府の選考を経て決定されます。選ばれた難民は、出国前に簡単な日本語や日本での生活について、約1ヶ月間の研修を受けます。来日後は、約半年間、さらなる日本語教育、生活に関する研修、職業紹介に関する支援を受け、定住への準備を進めます。

しかし、半年の研修だけでは十分ではありません。難民の定住においては、地域の人たちが、学校、職場などそれぞれの生活の場で、難民の生活を支え、彼らと交流をし、ともに新たな地域社会を築き上げていく姿勢が大切です。

課題と意義～JARの視点

第三国定住は、保護を必要としている難民への解決策として有効であるという視点から、JARは、今回の受け入れを歓迎します。しかし、日本社会で難民が自立して暮らしていくためには、多くの課題があります。JARとしては、日本の難民保護全体に関して、以下3つを取り組むべき重要な課題と考えています。

1. 第三国定住をめぐる議論をオープンにしてほしい。今回の受け入れは、その決定過程が、すべて政府内の議論に終始している。当事者である難民や支援団体など関係者の声を反映してほしい。
2. 第三国定住が「試行」であるならば、その「成功」の指標を明らかにするべきである。最終的に何を目指し、どのような状態になることが、やってくる難民と日本社会の双方にとって成功と言えるのか、明確にし、今後の難民受け入れの改善に繋げたい。
3. 自力で日本にたどり着いた難民と、第三国定住難民との公的支援の格差をなくすべきである。第三国定住難民には、半年間の公的な支援が用意されている。現状では、自力で来た難民への支援はほとんどない。平均2年以上にわたる難民申請中は生活保護が準用されず、多くが就労を認められない。また、難民ではないが人道配慮による在留許可を得た人も定住支援を受けられるようにすべきである。

JARはこれまで2,600名以上の難民へ支援を行なってきました。近年では、定住支援や、就労支援としてマイクロファイナンス機関の設立も手がけています。第三国定住という新たな展開を機にますます開かれた議論を呼びかけ、日本に難民が自立し安心して暮らしていけるよう、今後も支援活動に取り組んでいきます。

政策 提言

難民申請手続きにおける公平性・透明性と、日本の難民保護制度の改善に向けた政府への働きかけを行なっています

新政権への積極的なアプローチ ～「新しい公共」の実現に向けて

昨年の政権交代を機に、JAR はさらなる難民制度の改善を目指し、積極的な政策提言を行なってきました。市民社会や行政が協働して公共を担う「新しい公共」の概念に基づき立ち上がった「市民公益税制プロジェクト・チーム」では、JAR の石井宏明が有識者ヒアリングに参加しました。NPO が活躍できるような寄付税制や NPO 法人・公益法人税制などのテーマが議論されました。政府への新たな取り組みに期待するとともに、JAR が「新しい公共」を担う団体になるようしっかりと活動に取り組んでいきます。

2010年2月から6月にかけては、NPO 6団体共催で、国会議員向けの難民勉強会を3回シリーズで開催し、計9名の議員と意見交換を行ないました。外務大臣政務官、法務大臣政務官とは、制度の改善など具体的に踏み込んだ意見を交わすことができ、今後につながる関係を築くことができました。

第三国定住に関する国際会議

毎年6月から7月にかけて開催される「第三国定住における三者協議」(ATCR: Annual Tripartite Consultations on Resettlement) に参加しました。今年で16回目を迎えるこの会合では、政府・国際機関・NGOの三者が対等な立場で、よりよい第三国定住制度について意見交換を行ないます。会議では、政策立案から実施にいたるまで、難民の参加が必須であること、



ATCRでの意見交換、JAR石井と日本政府代表

政府と自治体・NGOの積極的な協働が不可欠であること、第三国定住は自力で逃げて難民申請をする人を拒絶する代替であってはならな

いことなどが確認されました。第三国定住を始めた日本において、今後JARにできることは何かを考える上で、参考となる会議となりました。第三国定住に取り組む関係者と新たなネットワークを築くこともできました。

生活支援金の拡充が課題 ～緊急キャンペーンを終えて

昨年度から引き続き実施していた緊急キャンペーンを終えて、皆さまのあたたかいご支援に感謝すると同時に、ここまで多くの難民が支援を必要としていたという事実を深く受け止めています。

明らかになったことは、難民申請中の公的支援がまだまだ十分でない現状です。課題は、①審査期間が長いこと(平均して2年間)、②その期間の公的支援が非常に少ないこと、③にもかかわらず、多くの場合、就労が認められないこと(*以下表参照)です。2010年7月、政府は手続きの迅速化(6ヶ月を目標値とする)を発表しましたが、現状では「家がない」「子どもの食べ物が買えない」など困窮状態に苦しむ難民申請者の声は後を絶ちません。今後も、手続きの公平性・透明性の確保、必要な公的支援の充実など、制度の改善すべき課題を政府に伝えていくことに取り組んでいきます。

■ 難民申請者への公的支援

申請決意 >	申請前 > 数日～数ヶ月	一次審査 > 約2年	異議申立 >	裁判 > 1年～数年
住居	公的支援なし	公的支援	公的支援なし	公的支援なし
医療	公的支援なし	公的支援	公的支援なし	公的支援なし
支援金	公的支援なし	公的支援	公的支援なし	公的支援なし
就労	※1	禁止	禁止	禁止
	※2	禁止	許可	禁止

※1 在留資格なしの場合、※2 在留資格ありの場合

□ ネットワーク

韓国で国際会議を開催 ～日本政府とも対話を

2010年4月、JARとして初めて、海外での国際シンポジウムをソウルにて開催しました。韓国のNGOピナン、延世大学との共催です。「東アジアにおける難民保護と市民社会の役割」と題して、NGOの取り組むべき課題について議論しました。

会合に先立ち開催された収容の代替措置に関するワークショップでは、日本から参加した国会議員、法務省の関係者と協議することができました。このテーマは、収容後の住居の確保など仮放免後の生活をいかに民間が支えるかという、JARの活動に深く関わる問題であり、今後、密に意見交換をしながら取り組んでいきます。主催の韓国に加え、香港、豪州などの政府、NGOも参加し、各国の実情と改善案について意見を交わしました。



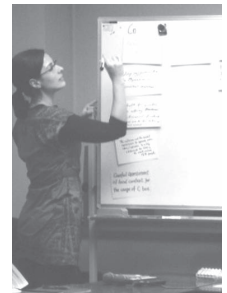
韓国での国際シンポの様子

アジア太平洋地域での連携 ～国際ネットワーク会議に参加

2009年10月、タイで開催された「第2回アジア太平洋難民の権利に関するネットワーク会議」にスタッフ2名が参加しました。昨年に引き続き、JARはアジア太平洋地域で77団体が参加するネットワークの運営委員会に選出されました。会議では、アジア太平洋地域で難民支援に取り組むNGOと、法的支援から生活支援まで包括的なテーマで学びあうことができました。また、「東アジアセッション」では、日本における難民の現状について発表しました。

国内での連携を強化 ～NGO研究会を実施

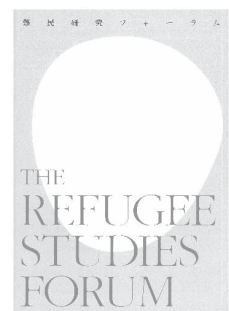
外務省の委託を受けNGO研究会「受益者の権利に配慮した援助活動のあり方」を実施しました。国内外から専門家を招き、実務者向けワークショップを3回、公開シンポジウムを1回開催しました。JARの経験を生かして、援助を行なう側だけでなく、援助を受ける側の視点に立った人道支援の手法を共有することができました。



NGO研究会での様子

□ 調査研究

2010年7月、日本での難民専門の研究機関「難民研究フォーラム」が設立されました。多角的な視点から、国内外の難民の現状や難民政策に関する学際的な研究を行ない、その成果を幅広く共有及び活用し、難民保護に役立てることを目的とします。JARは事務局運営として関わります。フォーラムは、定期的な研究会の開催、研究誌の発行、難民問題に関わる研究者、弁護士、NGO、行政、ジャーナリストなどの実務を含む多様な人びとのネットワーク構築も目指しています。



難民研究フォーラム設立案内誌

広報 活動

日本にいる難民のことを多くの人に知ってもらうために、
セミナーやイベントを開催しています

難民アシスタント養成講座

～JARの基幹事業として成長

2001年からスタートした「難民アシスタント養成講座」は、順調に回を重ね、多くの方が受講しています。今年度は、テレビで取り上げられるなど、JARのブランド講座として成長しています。

難民支援の専門家育成を目指して開講している本講座は、「基礎編」と「上級編」で成り立っています。国際法・国内法から、支援の現場における心得にいたるまで、包括的な内容を提供する「基礎編」。モデルケースをもとに難民認定の判断や支援計画を考えるなど、参加型ワークショップを取り入れた「上級編」。講師は、支援の第一線で活躍する弁護士や実務家に加え、難民もゲストスピーカーとして参加し、自身の経験話を話します。

これまで、学生、会社員、研究者、実務者など、多くの方にご参加いただき、2009年度までで、のべ1,200名を超えました。また、講座をきっかけにJARのボランティアやインターンになるなど、難民支援に携わる人の輪が広がっています。



難民の話聞く参加者

◆参加者の声◆

- ・講座に参加することができて、本当に勉強になりました。国、NPO、個人ができること、それぞれあると思います。帰ってから考え、行動してみたいと思います。
- ・「日本以外の国に行っていたら、もっと安定した暮らしができたのかもしれない」という難民の言葉が強く印象に残りました。
- ・他の参加者からの質問が新鮮でした。

2009年度開催

主なセミナー・シンポジウム・講座

- 国際シンポジウム「変わる日本の難民受け入れと地域社会～米国における自治体とNPOの協働に学ぶ」
／2010年7月
- シンポジウム「受益者の権利に配慮した援助活動のあり方」
／2010年2月
- イベント「難民から学ぶ世界のお茶と私の暮らし」
／2010年2月14日
- 難民アシスタント養成講座・基礎編
／2010年2月・8月
- 活動説明会／計12回

そのほか、外部からの依頼も含め、全国各地の大学、企業で約70回の講演やイベントなどを行ないました。



国際シンポジウムにて発表するJAR事務局長石川えり



□ メディアでの紹介

緊急キャンペーン、第三国定住に関する情報発信、問い合わせへの対応などにより、100件ほどのメディア掲載を実現しました。事務局長石川えりなどによる寄稿も取り上げられ、積極的にJARの取り組みや意見を発信することができました。

2009年9月25日／読売新聞
JAR事務局長石川えりの寄稿が
掲載されました



新聞記事

掲載日	掲載紙	タイトル
2009年9月25日	読売新聞	論点「難民受け入れ 申請者への生活支援を」事務局長 石川えり
2009年10月31日	東京新聞	「困窮の難民申請者への理解と支援を呼びかけ～ Lights for Rights」
2009年12月21日	毎日新聞	「スリランカ難民初認定 政府 国情不安で申請急増」
2010年2月3日	朝日新聞	「打って出る難民政策 ミャンマー人 3年で90人」
2010年3月21日	朝日新聞	私の視点「第三国定住、試行を生かせ」事務局次長 石井宏明
2010年4月18日	千葉日報	「増える難民申請に支援手薄 心のケアに医療必要」
2010年5月24日	中日新聞	「難民認定されず入管収容 面会活動で心の支えに」
2010年7月29日	The Japan Times	"Refugee Studies Forum Created" (研究フォーラム設立)

テレビ・ラジオ・ウェブニュース

放送日	放送局	番組名・内容
2009年8月6日	NHK BS	今日の世界／館林での出張相談の様子
2009年10月13日	TBS	TBS イブニング・ニュース／外務省申し入れと記者会見の様子
2009年11月18日	BBC	"Scant Welcome for Refugees in Japan" (歓迎されない日本にいる難民)
2010年1月24日	J-WAVE	LOHAS SUNDAY / 「Lights for Rights」キャンペーン紹介
2010年2月3日	NHK ラジオ第一	ラジオジャーナル／第三国定住についてスタッフがコメント
2010年4月12日	NHK	首都圏ネットワーク／日本の難民保護についてスタッフがコメント

ソーシャル・メディアの活用 ～新たなツールによる支援者へのアプローチ

より多くの人に難民のことを知ってもらうために、twitter、facebookによるコミュニケーション活動を始めました。twitterは、誰にでもオープンで、リアルタイムに、多くの人と繋がることのできる新しいメディアです。JARが発信する情報やコメントに対して、賛同や感想をもらったり、JARと今

まで関わりのなかった人たちに情報を伝えてくれたりと、双方向のやりとりがあるtwitter。新たな人との繋がりが広がっているのを実感しています。facebookは、JARのファンになってくれている人たちが遠くに離れていても繋がれる場を作りたいと思ひ、始めました。

まだまだ、試行錯誤の段階ですが、新しいメディアの可能性を生かし、さらなる支援者との出会いを求めていきたいと考えています。

難民支援協会の活動は 多くの方々に支えられています

JARの活動は、たくさんの人びとによって支えられています。関わりのかかりはそれぞれですが、難民のことを「知って、感じて、誰かに伝えて、新たに繋がる」、そんな形でますます支援の輪が広がっています。

2009年度は、今まであまり難民のことを知らなかった人にも関心を持ってもらうことを目的に、新しい取り組みを行ないました。「Lights for Rights」キャンペーンでは、PR専門家のプロボノ協力を得て、専用の動画ウェブサイトを作成しました。難民の出身国の食や暮らしを紹介するイベントを開催し、新たな切り口から支援者と繋がることができました。

また、学生グループJ-FUN ユースの皆さまが、難民

が多く住む高田馬場でのカフェイベント企画、東京外国語大学ボランティアサークル PeekABoo の学生の皆さまが、街頭募金ボランティアを通じて JAR の活動に関わってくださいました。学生の草の根ネットワークとその発信力は、大きな支えになっています。

企業・団体の方々には、引き続きたくさんのご寄付・ご寄贈やご協力をいただきました。特に緊急キャンペーンでは、のべ600名以上の個人、25の団体から寄付をいただきました。また、今年度も予想を上回る形で、多くの方が難民スペシャルサポーターになってくださいました。これらの支援の輪が、難民の生活を支え、よりよい制度改善への後押しになっています。

難民スペシャルサポーターの声

偶然の出会い、でも共感を覚えた

内田雅さん

私は、外国人に日本語を教えるボランティア活動をしています。そこでは、難民の方と接する機会があります。話をしていると、彼らが生活に少なからず問題や不安を抱えていることを知り、難民問題について強い関心を持つようになりました。ネットで調べて JAR の存在を知り、活動説明会に参加しました。さらに知ることを通じて、この問題が他人事とは思えなくなり、また、JAR の活動に共感を覚え、スペシャルサポーターとなりました。サポーターになったのは偶然の出会いかもしれませんが、説明会でのスタッフが楽しそうでありながらも真剣だったからでしょうか、その後も、イベントや講座に参加し、現在も引き続き勉強中です。



第三国定住による難民受け入れが始まったとはいえ、日本国内での注目は決して高くないように思います。一人でも多くの方に認知していただけるよう、JAR を支援するとともに、私自身も草の根活動を続けていきたいと思っています。

インターンの声

「自立」の意味を知りました

星有希さん（広報インターン）

広報インターンは、難民と直接接する機会は多くありませんが、難民アシスタント養成講座などのイベントで、難民を支援する側に立つ多くの人びとに出会うことができました。これらの出会いを通じて、私は、「自立」とは「自分一人の力で立ち上がること」だけを意味するのではないのでは、と考えるようになりました。

JAR は難民の自立をミッションとして掲げていますが、そのために JAR は立ち上がろうとする難民を全力で支えます。そして、実は JAR も難民と同じで、多くの支援者に支えられているからこそ、一つの組織として立っていることができます。

JAR が支えた難民が自立し、今度はその難民が社会を支える存在になれば、これほど素晴らしいことはないと思います。一人でも多くの難民が、自分を支えてくれる温かい人の存在を感じられるよう、私もインターンとして頑張っていきたいと思っています。



企業・団体からの主なご協力 (50音順)

■ 事業実施契約パートナー

- ・ UNHCR (国連難民高等弁務官) 駐日事務所

■ 助成金・委託等

- ・ 公益財団法人大阪コミュニティ財団 柏岡精三記念基金
- ・ 公益信託オラクル有志の会
- ・ 外務省
- ・ 国際交流基金日米センター
- ・ 新宿区
- ・ 真如苑
- ・ 社団法人青年海外協力協会
- ・ トヨタ財団
- ・ 日本福音ルーテル社団
- ・ ファイザー株式会社
- ・ 三菱財団
- ・ 株式会社ラッシュジャパン
- ・ 立正佼成会一食平和基金

■ 寄付・支援金等

- ・ 犬養道子基金
- ・ 医療法人社団萌気会
- ・ NPO 法人エキスパートチャリティアソシエーション
- ・ NTT コミュニケーションズ株式会社
- ・ 株式会社お問合せポータル
- ・ グリーンフラスコ株式会社
- ・ クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
- ・ KDDI 株式会社
- ・ 宗教法人孝道山本仏殿
- ・ ゴールドマン・サックス証券株式会社
- ・ The Japan Times 読者募金委員会
- ・ 真如苑
- ・ 大和ハウス工業株式会社
- ・ 寺ネット・サンガ
- ・ 難民支援基金
- ・ 日本アムウェイ合同会社
- ・ 株式会社ブリヂストン
- ・ ブリヂストンちょぼ募金
- ・ 財団法人毎日新聞東京社会事業団
- ・ 株式会社ミネタ製作所
- ・ 医療法人社団萌気会
- ・ 日本連合組合総連合会 (連合)

■ プロボノ*

- ・ アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
- ・ 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイアーズ法律事務所
- ・ クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
- ・ 株式会社サーチアンドサーチ・ファロン
- ・ 有限会社チャンネル・アカデミー
- ・ ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ ボール・ワイズ・リフキンド・ワートン・ギャリソン外国法事務弁護士事務所
- ・ モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所 (外国法共同事業事務所)

■ 物品協力等

- ・ 花王株式会社
- ・ セカンドハーベスト・ジャパン
- ・ 日本航空
- ・ パナソニック株式会社
- ・ 末日聖徒イエス・キリスト教会
- ・ 株式会社ユニクロ
- ・ 立正佼成会 泉州教会

■ その他のご支援

- ・ 株式会社アルーシャ
- ・ かながわ湘南ロータリークラブ
- ・ 財団法人国際教育振興会 日米会話学院日本語研修所
- ・ 書泉グランデ
- ・ 鶴見大学
- ・ 升本酒店

■ 参加しているネットワーク

- ・ Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- ・ Asian Refugee Legal Aid Network (ARLAN)
- ・ International Detention Coalition (IDC)
- ・ NPO 法人国際協力 NGO センター
- ・ NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- ・ J-FUN (Japan Forum for UNHCR and NGOs)
- ・ 公益社団法人 CMC FORCE
- ・ NPO 法人ジャパン・プラットフォーム
- ・ 新宿区 NPO ネットワーク協議会
- ・ 新宿区多文化共生連絡会
- ・ 全国 NPO バンク連絡会
- ・ NPO 法人なんみんフォーラム

* プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等によって無報酬で提供されるサービスのこと。
* 難民支援緊急キャンペーンへのご支援はのぞきます。
* 紙面の都合上 5 万円以上のご支援のみ記載させていただきました。

ご報告

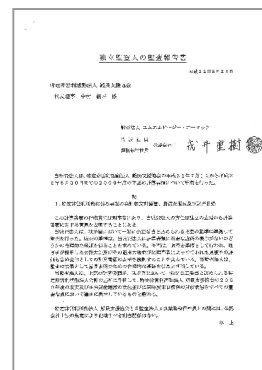
～中長期計画を策定しました

JAR の会員、理事、スタッフの参加を得て、中長期計画を策定しました。長期目標を「難民が自立し、地域社会において受け入れられる社会を目指す」とし、目標への道筋として、3年後、5～10年後ごとに、社会のあるべき姿と、JAR の活動目標・行動計画を定めました。今後は、随時見直ししながら事業を実施し、さらに充実した支援活動を目指します。

組織概要・役員一覧

[組織概要]

正式名称：特定非営利活動法人 難民支援協会
 英語名：Japan Association for Refugees
 代表理事：中村義幸
 設立：1999年7月17日
 法人格取得：1999年11月16日
 認定NPO法人取得：2008年5月1日
 事務局有給職員数：18名（非専従職員を含む）

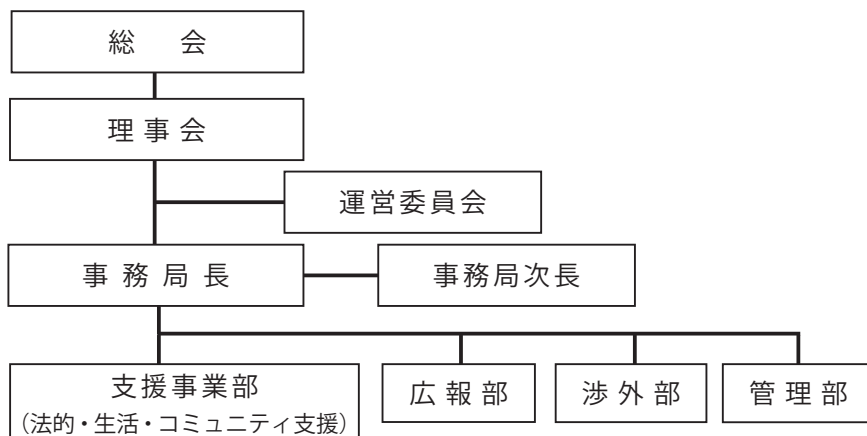


JAR 設立以来はじめて外部監査を実施しました。活動のさらなる透明性の確保に努めていきます。

[受賞歴]

2005年10月 優秀志民活動賞（社団法人 東京青年会議所）
 2006年1月 第20回東京弁護士会人権賞（東京弁護士会）
 2007年9月 第1回共生・地域文化大賞 優秀賞（浄土宗）
 2009年8月 第21回毎日国際交流賞（毎日新聞社）

[組織図]



[役員一覧]

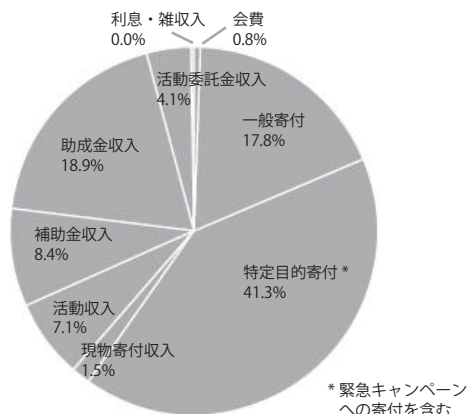
代表理事	中村 義幸	明治大学理事
副代表理事	吉山 昌	会社員
常任理事	石井 宏明	難民支援協会事務局次長
理事	石川 えり	難民支援協会事務局長
同	佐々木 英昭	難民支援協会事務局員
同	関 聡介	弁護士
同	滝本 哲也	団体職員
同	道家 木綿子	臨床心理士
同	永峰 好美	会社役員
同	新島 彩子	会社員
同	野村 留美子	団体職員
同	濱田 元子	新聞記者
同	藤本 俊明	大学教員
監事	小田 博志	大学准教授
同	難波 満	弁護士
上級顧問	本間 浩	大学名誉教授
顧問	新垣 修	大学教授
同	市川 正司	弁護士
同	鈴木 雅子	弁護士
同	森 恭子	大学准教授・社会福祉士
同	森谷 康文	大学教員・精神保健福祉士

(2010年9月30日現在)

会計報告

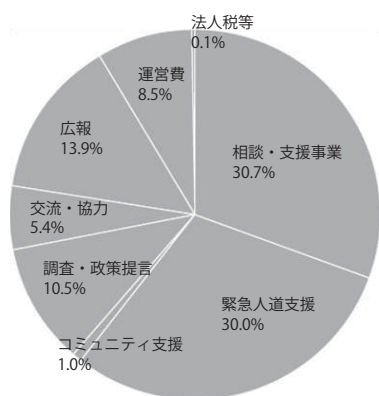
2009年7月1日～
2010年6月30日

収入の部 計：107,117,700円



科目	金額 (円)	構成 (%)
会費	852,000	0.8
一般寄付	19,105,539	17.8
特定目的寄付*	44,223,671	41.3
現物寄付収入	1,637,384	1.5
活動収入	7,557,717	7.1
補助金収入	9,046,150	8.4
助成金収入	20,270,000	18.9
活動委託金収入	4,374,762	4.1
利息・雑収入	50,477	0.0
合計	107,117,700	100

支出の部 計：97,784,562円



科目	金額 (円)	構成 (%)
相談・支援事業	30,016,660	30.7
緊急人道支援	29,330,890	30.0
コミュニティ支援	943,890	1.0
調査・政策提言	10,250,971	10.5
交流・協力	5,283,505	5.4
広報	13,582,927	13.9
運営費	8,285,419	8.5
法人税等	90,300	0.1
合計	97,784,562	100

難民支援協会への支援制度

JARは、多くの市民と共に活動を行ない、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

■ 会員：195名

JARの組織面、活動面の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

■ 難民スペシャルサポーター、寄付者：

約1,200名

難民スペシャルサポーターは、緊急の支援を必要としている難民への継続的な直接支援金(住宅費、医療費等)のほか、難民からの様々な相談に応じるJARの活動を資金的に支えます。

■ インターン・ボランティア：約100名

日本にいる難民に関心と理解を持ち、「できることから始めたい」と、様々な活動で協力してくださっています。

(2010年6月30日現在)

難民スペシャルサポーター ～皆さまのご支援が光に～

皆さまからの1日50円、100円のご支援によって、難民たちは、食事、住居、医療、申請手続きなどたくさんの不安や苦しみから一息つき、明日の夢に向かって進むことができます。

**毎月1,500円 / 3,000円 / 1,500円以上のご指定金額
3コースからお選びいただけます。**

難民スペシャルサポーターの皆さまには、難民の現状を伝えるニュースレターなどをお送りします。また、難民との交流イベントにご招待します。

* 難民支援協会は認定NPO法人として認定されており、ご寄付は税控除の対象になります。



〒160-0004 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階
Daisan Shikakura Building 6F, 1-7-10 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0004
Tel: 03-5379-6001 Fax: 03-5379-6002
0120-477-472 (Tel for refugees/asylum seekers)
Mail: info@refugee.or.jp